

取組状況（令和6年3月31日現在）

（1）女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

①管理職に占める女性労働者の割合・・・42.9%

②男女の賃金の差異

対象期間：令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	96.4%
正規職員（総合職）	93.9%
正規職員（一般職）	96.1%
契約職員	98.2%
非常勤職員	101.6%

・令和5年度の全労働者における男性の賃金に対する女性の賃金の割合は、令和4年度に比べて1.9%増となっている。

・各区分の増減(R5-R4)においては、正規職員(総合職)が△0.3%、正規職員(一般職)が3.2%増、契約職員が4.1%増、非常勤職員が1.7%増となっている。

（2）職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

①有給休暇取得率・・・66.5%